

K 2 8 2 水晶体再建術

【注の追加】

第 6 款 顔面・口腔・頸部

K 4 0 4 抜歯手術（1 歯につき）

【項目の見直し】

- | | | |
|---|---|--------|
| 1 | 乳歯 | 130点 |
| 2 | 前歯 | 150点 |
| 3 | 臼歯 | 260点 |
| 4 | 難抜歯 | 470点 |
| | 注 歯根肥大、骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術を行った場合に限り算定する。 | |
| 5 | 埋伏歯 | 1,050点 |
| | 注 完全埋伏歯（骨性）及び水平智歯に限り算定する。下顎の完全埋伏智歯（骨性）及び水平埋伏智歯の場合は、100点を加算する。 | |

(追加)

注 水晶体嚢拡張リングを使用した場合は、所定点数に1,600点を加算する。

- | | | |
|---|----|------|
| 1 | 乳歯 | 130点 |
| 2 | 前歯 | 150点 |
| 3 | 臼歯 | 260点 |

- | | | |
|---|-----|--------|
| 4 | 埋伏歯 | 1,050点 |
|---|-----|--------|

注 1 2 又は 3 については、歯根肥大、骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術を行った場合に限り、難抜歯加算として、210点を所定点数に加算する。

注 2 4 については、完全埋伏歯（骨性）又は水平埋伏智歯に限り算定する。

注 3 4 については、下顎完全埋伏智歯（骨性）又は下顎水平埋伏智歯の場合は、100点を所定点数に加算する。

<p>K 4 4 3 上顎骨形成術</p>	<p>注 抜歯と同時に行う歯槽骨の整形等の費用を含むものとする。</p>		<p>注 4 抜歯と同時に行う歯槽骨の整形等の費用は、所定点数に含まれる。</p>
<p>【注の追加】</p>	<p>(追加)</p>	<p>→</p>	<p>注 1 1 について、上顎骨を複数に分割した場合は、5,000点を所定点数に加算する。</p>
<p>K 4 4 6 顎関節授動術</p> <p>【項目の見直し】</p>	<p>1 徒手の授動術（パンピングを併用した場合） 990点</p> <p>2 顎関節鏡下授動術 7,310点</p> <p>3 開放授動術 22,820点</p>	<p>→</p>	<p>1 徒手の授動術 イ パンピングを併用した場合 990点 ロ 関節腔洗浄療法を併用した場合 2,000点</p> <p>2 顎関節鏡下授動術 8,770点</p> <p>3 開放授動術 25,100点</p>
<p>第 7 款 胸部</p>			
<p>K 5 1 4 肺悪性腫瘍手術</p> <p>【注の見直し】</p>	<p>注 9 については、悪性びまん性胸膜中皮腫に対して実施した場合に限り算定する。</p>	<p>→</p>	<p>注 9 及び10については、悪性びまん性胸膜中皮腫に対して実施した場合に限り算定する。</p>
<p>K 5 2 9 食道悪性腫瘍手術（消化管再建手術を併施するもの）</p> <p>【注の追加】</p>	<p>(追加)</p>	<p>→</p>	<p>注 2 血行再建を併せて行った場合には、3,000点を所定点数に加算する。</p>